

第10回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会

報告資料(2)

＜目次＞

- ①：令和7年度「地域の駐車・交通対策」の改定 · · · 1
 - ②：「池袋地区駐車場地域ルール運用協議会」の一般社団法人化 · · · 12
-

令和7年3月28日
豊島区 都市整備部 都市計画課

①：令和7年度「地域の駐車・交通対策」の改定

1. 概要

- 「地域の駐車・交通対策事業」について、「提案事業」及び「助成事業」の活用促進を図るため、助成事業に「地域の駐車・交通対策の事業化支援」を追加する。
- 具体的には、事業化検討に必要な「関係者調整」「企画書作成」「専門家派遣」等の業務に対して助成を実施する。

2. 「令和7年度地域の駐車・交通対策の実施計画」（改定後）

- E「地域の駐車・交通対策」の事業化支援 を追加

A 共同荷さばき駐車施設活用促進（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	共同荷さばき駐車施設をより多く活用してもらうための対策に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

B 共同荷さばき駐車施設整備（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	駐車マスを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

C 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	駐車マスを改変して、集約駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	改変に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

D バリアフリー化への整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	移動制約者対応として、バリアフリー経路の整備、障害者用駐車マスへの改変に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

E 「地域の駐車・交通対策」の事業化支援

項目	内容
助成内容	助成事業 A～D の他、「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業の事業化検討及びコーディネートに関する業務に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の 100%
助成対象	任意団体及び法人（地域ルール適用地区内外を問わない）
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

3. 「地域の駐車・交通対策の実施に関する要綱」（改定後）

池袋地区駐車場地域ルール運用協議会 地域の駐車・交通対策の実施に関する要綱（改定後）

1. 目的

本要綱は、地区の特性に応じた駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等のため、池袋地区駐車場地域ルール運用協議会（以下「本協議会」という。）が実施する地域の駐車・交通対策について、適正に実施することを目的とする。

2. 事業区分

地域の駐車・交通対策は、本協議会が主体となり実施する事業（以下「自主事業」という。）と、駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等に関する事業を実施しようとする事業者に対し助成する事業（以下「助成事業」という。）および「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」（令和5年3月策定）（以下「ガイドライン」という。）にて掲げた交通課題に対する施策事業を実施しようとする事業者に対し助成する事業（以下「提案事業」という。）に区分する。

3. 自主事業

自主事業は、公益性を有する事業とし、次のとおりとする。

① 交通環境改善事業

（例）交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入及び交通安全施設の設置

② 駐車交通課題解消に資する調査の実施

（例）運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車場実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査の実施

4. 助成事業

助成事業は、公益性を有する事業とし、次のとおりとする。

① 共同荷さばき駐車施設活用促進（既存駐車施設）

（例）共同荷さばき駐車施設をより多くの活用を促すための対策

② 共同荷さばき駐車施設整備（既存駐車施設）

（例）既存駐車施設の駐車マスの大きさの改変による共同荷さばき駐車施設の整備

③ 集約駐車施設整備（既存駐車施設）

（例）既存駐車施設の駐車マスの改変による集約駐車施設の整備

④ バリアフリー化への整備（既存駐車施設）

（例）バリアフリー経路整備、障害者用駐車マスへの改変整備

⑤「地域の駐車・交通対策」の事業化支援

（例）上記①～④の他、「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業の事業化検討及びコーディネートに関する業務

5. 提案事業

提案事業は、「池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」（以下「推進協議会」という。）より提案された事業とする。

- ① 駐車場需給に関する課題に対する施策
- ② 駐車施設の配置に関する課題に対する施策
- ③ 駐車施設の運用に関する課題に対する施策
- ④ 公共的駐車場に関する課題に対する施策
- ⑤ その他の課題に対する施策

6. 実施期間

事業の実施期間は、本協議会の事業年度を基準とし、当該事業年度内に完了する事業とする。ただし、事業の内容により次期事業年度に亘る場合は、この限りでない。

7. 審査、選定

事業の実施にあたっての審査、選定は、本協議会の理事会にて実施する。但し、提案事業の実施にあたっての審査、選定は、推進協議会にて実施する。

8. 助成事業および提案事業の対象となる事業者および事業等の要件

（1）助成事業を申請できる事業者（以下「助成事業申請者」という）は、助成事業毎に別途定めるものとする。

（2）助成事業の申請に際して、別個の事業であると本協議会が認める場合は、助成事業申請者は、同時に複数の事業を申請することができる。

9. 地域貢献協力金の活用の額

（1）各事業へ活用する総額は、直近の半期時点における法人会計の内、現金預金の10%以下とする。

（2）地域貢献協力金の管理・活用主体となる「地域ルール運用協議会」で管轄する「自主事業」「助成事業」に必要な資金を確保するため、「提案事業」の比率は、（1）の活用総額の50%以下とする。

（3）「提案事業」において、複数年に渡る事業を提案する場合には、その事業総額を示した上で、年度毎の予算額の範囲内で実施するものとする。

（4）（1）の現金預金計が、年間の運用経費の5倍の額を下回った場合には、「3. 自主事業」「4. 助成事業」「5. 提案事業」は実施しないものとする。

（5）「助成事業」~~および「自主事業」~~1件当たりの助成金額は、150万円を上限とする。

（6）上記を原則とするが、区（運用委員会）との協議により必要性が認められた場合には、これによらないものとする。

10. 助成事業の募集

（1）助成事業の募集の詳細は、別途募集要項に定めるものとする。

- (2) 助成事業の募集は、当該事業年度の予算が計上されている年度に実施するものとする。
- (3) 募集期間は、事業年度内とする。

11. 申請手続き

助成事業申請者及び提案事業申請者は、各々の規定の様式により、本協議会の理事長宛てに申請する。

12. 交付決定の通知

本協議会の理事長は、助成事業及び提案事業申請者に対し、審査結果に基づく助成金額等の内容および交付の条件がある場合はそれを記載した、交付決定書を通知する。

13. 申請の取り下げ

助成事業及び提案事業の申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から15日以内にその旨を書面により本協議会の理事長に申し出なければならない。

14. 変更の手続き

- (1) 助成事業及び提案事業申請者は、交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更しようとすることは、あらかじめ規定の様式により、本協議会の理事長宛てに届け出なければならない。
- (2) 変更の届出があったときは、助成事業は本協議会において、提案事業は推進協議会において審査し、本協議会の理事長はその結果を助成事業申請者に通知するものとする。

15. 助成事業の中止

助成事業及び提案事業申請者は各々の事業の全部または一部を中止しようとすると、あらかじめ規定の様式により、本協議会の理事長宛てに届け出るとともに、その承認を受けなければならない。

16. 事業完了届の提出

助成事業及び提案事業申請者は、各々の事業が完了した時（第12項の規定に基づく助成事業の中止の承認を受けたときを含む）は、完了した日から15日以内に、規定の様式により、本協議会理事長に届け出なければならない。

17. 助成金の確定

本協議会は、助成事業及び提案事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し各々の事業申請者に通知するものとする。

18. 助成金の支払い

助成金は、事業完了後に交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

確定払いでは事業の実施に支障をきたす場合、例外的に助成金額全体の5割を超えない範囲で必要最小限の額を前渡金として支払うことが出来るものとする。

但し、提案事業については資金を保有していない、もしくは、少額しか保有していない団体から提案される可能性もあるため、その際は上記に依らないものとする。

19. 財産の管理等

- (1) 助成事業申請者は、助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下取得財産等）については、十分な注意をもって管理し、助成金の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 助成事業申請者は、取得財産等について、本協議会が定める期間は処分することができないもの

とする。ただし、本協議会が正当な理由があると認める場合には、この限りでない。

(3) 助成事業申請者が、前項の規定に反して取得財産等を処分する場合は、交付を受けた助成金を本協議会に返還しなければならない。

(4) 助成事業申請者が、取得財産等を第三者に譲渡する場合は、助成事業申請者は、被譲渡人に対し財産の管理等に係る義務を承継しなければならず、取得財産等を第三者に譲渡した旨を本協議会に届け出なければならないものとする。それ以降、被譲渡人は、本要綱前2項に係る財産の管理等の義務を負うものとする。

20. 会員への報告

本協議会は、助成事業及び提案事業の審査、選定結果、実施状況等について、会員総会で会員に報告するものとする。

(附則) この要綱は、2021年6月24日から施行する。

(附則) この要綱は、2022年4月22日から施行する。

(附則) この要綱は、2022年10月3日から施行する。

(附則) この要綱は、2023年3月23日から施行する。

(附則) この要綱は、2023年10月24日から施行する。

(附則) この要綱は、2025年3月12日から施行する。

4. 「令和7年度地域の駐車・交通対策助成事業募集要項」（改定後）

令和7年度地域の駐車・交通対策助成事業募集要項（改定後）

池袋地区駐車場地域ルール運用協議会では、「池袋地区駐車場地域ルール運用協議会地域の駐車・交通対策の実施に関する要綱」（別添：以下「要綱」）に基づき、第5期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の助成対象となる事業を募集します。

この助成は、池袋地区駐車場地域ルールの適用により附置義務台数の低減を受けた事業者等から納入された地域貢献協力金を原資とし、要綱第4条の助成対象事業を実施しようとする事業者に対し、事業に要する費用を助成することをもって良好な駐車・交通環境の実現に寄与すること目的としています。

事業者の方々におかれましては、是非この制度をご活用頂きたくご案内申します。ご不明な点がありまし
たら、事務局までお問合せください。

1. 助成対象となる事業

助成対象事業は以下のとおり。

① 共同荷さばき駐車施設活用促進（既存駐車施設）

（例）共同荷さばき駐車施設をより多くの活用を促すための対策

② 共同荷さばき駐車施設整備（既存駐車施設）

（例）駐車マスの大きさの改変による共同荷さばき駐車施設の整備

③ 集約駐車施設整備（既存駐車施設）

（例）駐車マスの大きさの改変による乗用車・貨物車・障害者用の集約駐車施設の整備

④ バリアフリー化への整備（既存駐車施設）

（例）バリアフリー経路整備、障害者用駐車マスへの改変整備

⑤ 「地域の駐車・交通対策」の事業化支援

（例）上記①～④の他、「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業の
事業化検討及びコーディネートに関する業務

2. 助成対象となる事業者等

助成対象事業について、助成金の交付を申請できる事業者は以下のとおり。ただし運用協議会が認める場合には、この限りでない。

① 共同荷さばき駐車施設活用促進（既存駐車施設）

⇒ 地域ルール適用地区内の既存駐車施設の所有者

② 共同荷さばき駐車施設整備（既存駐車施設）

⇒ 地域ルール適用地区内の既存駐車施設の所有者

③ 集約駐車施設整備（既存駐車施設）

⇒ 地域ルール適用地区内の既存駐車施設の所有者

④ バリアフリー化への整備（既存駐車施設）

⇒ 地域ルール適用地区内の既存駐車施設の所有者

⑤ 「地域の駐車・交通対策」の事業化支援

⇒ 任意団体及び法人（地域ルール適用地区内外を問わない）

3. 助成条件

	①共同荷さばき駐車施設活用促進 (既存駐車施設)	②共同荷さばき駐車施設整備 (既存駐車施設)
助成比率	総事業費の100%	総事業費の100%
上限額	150万円	150万円
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・自らのビル以外への集配を目的とした多数の荷さばき車両を受け入れていること ・共同荷さばき駐車施設の運用法について、池袋地区駐車場地域ルール運用協議会もしくは事務局（豊島区都市計画課）と合意を得られたもの ・システム管理、運用経費（人件費含む）は除く ・利用者が円滑に利用するための運用計画を定めており、運用計画に沿った適切な管理が可能であること ・助成事業により取得し、または効用の増加した財産について、本協議会が定める期間は用途の変更、処分を行わないこと ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内であること <p>※上記を原則とするが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル（以下、運用マニュアルという）8駐車施設の構造等に定める①貨物車の駐車施設の構造等及び②貨物車の駐車施設において配慮すべき事項を満たすこと ・共同荷さばき駐車施設の出入り口が、特定路線及び車両通行禁止規制の実施される路線に面するものでないこと ・利用者が円滑に利用するための運用計画を定めるとともに、運用計画に沿った適切な管理が可能であること ・助成事業により取得し、または効用の増加した財産について、本協議会が定める期間は用途の変更、処分を行わないこと ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内であること <p>※上記を原則とするが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>

	③集約駐車施設整備 (既存駐車施設)	④バリアフリーへの整備 (既存駐車施設)
助成比率	総事業費の100%	総事業費の100%
上限額	150万円	150万円
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアル 9駐車施設の隔地・集約化に定める②乗用車の駐車施設を集約する場合の条件、または②貨物車の駐車施設を集約する場合の条件、または②障害者の駐車施設を集約する場合の条件を満たすこと ・集約駐車施設の出入り口が、特定路線及び車両通行禁止規制の実施される路線に面するものでないこと ・助成事業により取得し、または効用の増加した財産について、本協議会が定める期間は用途の変更、処分を行わないこと ・公認集約駐車施設認定を受けること ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内であること <p>※上記を原則とするが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー経路の整備に際しては、「バリアフリー新法」、「建築物バリアフリー条例」、「福祉のまちづくり条例」などの関係法令に定める規定に従い、障害者のための駐車施設から建築物内の目的地まで、安全かつ円滑な利用が可能となるよう配慮すること ・障害者用駐車マスの改変に際しては、「東京都条例基準」もしくは「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」における整備基準を満たすこと ・個人宅の既存駐車施設は除く ・助成事業により取得し、または効用の増加した財産について、本協議会が定める期間は用途の変更、処分を行わないこと ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内であること <p>※上記を原則とするが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>

	⑤「地域の駐車・交通対策」の事業化支援
助成比率	総事業費の100%
上限額	150万円
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業①～④または「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業の事業化検討に必要な業務であること (例:関係者との調整、企画書の作成、専門家の派遣) ・本助成事業を活用した翌年度以降に、助成事業①～④または「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業への申請を行う予定であること ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内で実施する事業であること <p>※上記を原則とするが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>

4. 助成対象経費

事業の実施経費については、原則、科目により計上し、内訳（対象費、非対象費）を明確にしてください。
助成対象経費は、次のとおりです。

（ア）施設および設備の改善、物品の購入、設置する事業

「機械器具費」、必要な「本工事費」および「付帯工事費」

（イ）上記以外の事業

事業の実施に要する「**委託費**」「製作費」「印刷費」「直接経費（活動費等）」

また、事業に要する場合でも、以下項目については、助成対象外です。

① 団体の運営に要する経費

② 事業に直接必要とされない経費（事業実施後の反省会、打ち上げ等の経費、基金・積立金など）

（ウ）使途が特定できない経費（予備費、雑費、繰越金など）

5. 令和7年度助成金総額（予算）

1,000万円（1事業上限150万円）

6. 申請書類

助成事業の申請にあたっては、別添の「規定様式について」（申請手続き）をご覧ください。

7. 申請の受付

申請に際しては、事前に事務局までお問合せ下さい。

・応募期間（事前相談含む）

令和6年11月1日～令和7年7月31日（土・日・祝日除く）

※期間に依らない場合もご相談下さい。

・相談先

池袋駅地区駐車場地域ルール運用協議会 事務局

豊島区都市整備部都市計画課交通政策グループ（豊島区本庁舎6階6番窓口）

平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

電話：03-4566-2635（直通）

メールアドレス：A0022603@city.toshima.lg.jp

8. スケジュール

	令和6年度				令和7年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
運用協議会				プレゼンテーション審査（理事会） ●		プレゼンテーション審査（理事会） ●			プレゼンテーション審査（理事会） ●					実績の確認	助成金交付	
申請団体				審査結果通知 【確定】 ◀	事業実施 ▼	審査結果通知 【確定】 ▼			審査結果通知 【確定】 ▼			完了届 提出	交付金額 確定通知 ▼	請求書提出 ▼	助成金受領	

9. プrezentation審査

池袋地区駐車場地域ルール運用協議会にて、理事による審査を行います。申請のあった事業について、審査基準に基づき審査し、その結果を踏まえて助成対象事業を決定します。

審査に際しては、プレゼンテーション（10分程度）を行っていただき、質疑応答（5分程度）を以て判断します。

なお、審査のためのプレゼンテーションは非公開とし、録音・録画は禁止とします。

また、プレゼンテーションとは別に、審査の必要に応じて、団体の代表者及び事業所管課にヒアリングを行う場合があります。

10. 審査結果の通知

プレゼンテーション審査日以降、審査結果（確定）の通知を速やかに送付します。

11. 完了届

事業終了後、速やかに事業の実績報告として以下の書類を提出いただきます。

- ・完了届及び写真等の報告資料
- ・事業経費の支出が確認できる書類（請求書、領収書、金額の内訳が確認できる書類）

※事業によっては、現場確認を実施する場合があります。

12. 助成金額の確定

上記11を以て、助成金額が確定したものとし、交付金額確定通知を別途送付します。

13. 助成金額の支払い

プレゼンテーション審査後に通知する「審査結果通知」に記載されている決定額が、助成の上限額です。事業完了時の総事業費が助成金申請時の総事業費を上回っていても、追加請求することはできません。

- ・確定払いによる請求（原則）

助成金は、原則、事業完了後、実績報告を行っていただき、助成金の額が確定したのちに支払うことになります。

- ・前渡金による請求（例外）

確定払いでは事業の実施に支障をきたす場合、例外的に前渡金を請求することができます。前渡金の支払いを行った事業については、事業完了後、助成金の額が確定したのちに、その不足額を支払うものとする。

【前渡金の割合】

助成金額全体の5割を超えない範囲で、必要最小限の額を算定し、内訳（対象費のうち前渡金に充てる項目）を明確にしてください。

【前渡金の端数整理】

1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

【前渡金の請求】

プレゼンテーション審査後に通知する「審査結果通知」に、助成の額とともに前渡金の決定額を通知しますので、「請求書（前渡金）（様式は任意）」を提出してください。

また、事業完了後、確定した助成金の額が前渡金を下回る場合、差額を返還していただきます。

14. その他

- ・偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき、助成金を他の用途に使用したとき、または助成金の交付決定にあたり付した条件に反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。
- ・助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに助成金を交付しているときは、その全部又は一部を返還していただきます。
- ・書類作成に要する経費など助成金交付申請にあたり必要となる一切の費用は、申請者の自己負担となります。

②：「池袋地区駐車場地域ルール運用協議会」の一般社団法人化

1. 背景・目的

○ 池袋地区駐車場地域ルールは、令和2年3月に策定され、同年10月より施行及び運用が開始されているが、以下のような状況を踏まえ、昨年度より一般社団法人化に向けた勉強会を実施している。

- 「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」の策定
 - ➡ 幅広い地域貢献協力金の活用を可能とした
- ガバナンスの強化と民間主体でのまちづくりへの移行
 - ➡ 第10号～第12号案件（池袋駅西口再開発）が完了した際には、10億円規模の収入が見込まれる

2. 一般社団法人化勉強会

- 開催実績：令和5年6月～令和7年3月（計8回開催）
- 主な検討内容：法人化に向けた課題の整理
- 参加者：都市計画駐車場の管理運営者（株）池袋ショッピングパーク、（株）サンシャインシティ、東武鉄道（株）及び豊島区

3. 法人化後の「地域ルール運用協議会」と「区」の役割

団体	地域ルール運用協議会 (一般社団法人)	区
役割	地域ルールの申請窓口業務を所管 〔主な業務〕 <ul style="list-style-type: none">・適用申請の相談、受付及び結果通知・審査事務の委託・運用状況の確認、把握、データ蓄積・運用委員会への報告・地域の交通・駐車対策の実施	・区の附属機関である「地域ルール運用委員会」を通じて、運用協議会に対する指導及び助言を実施 <ul style="list-style-type: none">・理事もしくは監事として一般社団法人の活動に関与・「地域貢献策の協議窓口」は、引き続き、区が対応

4. 法人化後の組織名称

一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会

5. 「一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会」の組織構成

【社員・会員】（令和7年3月現在）

		法人名／所属・役職・氏名	備考
※1 社員	駐車場事業者	栄真株式会社	法人
		株式会社池袋ショッピングパーク	
		東武鉄道株式会社	
		株式会社サンシャインシティ	
※2 会員	町会代表	池袋東口美観商店会 副会長 菅澤 省吾	個人
		サンシャイン通り商店会 会長 阿部 裕治	
		池袋西口商店街連合会 会長 谷口 政隆	
	行政	豊島区 都市整備部長 近藤 正仁	個人
※2 会員	町会代表	東池袋東和町会 会長 竹下 友康	個人
		池袋東一町会 会長 石原 裕	
		西池袋一丁目町会 加藤 竹司	
		南池袋一丁目町会 会長 當麻 強	

※1：社員 → 議決権を有する。

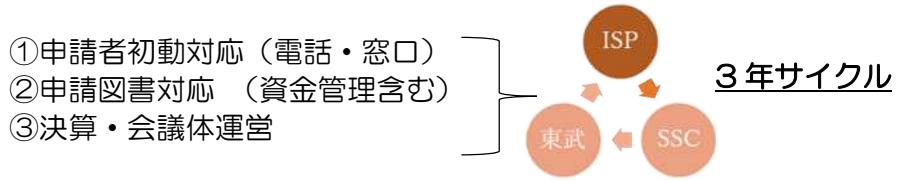
※2：会員 → 議決権を有しない。

【役員】（令和7年3月現在）

		所属・役職	役員名※3
駐車場事業者	代表理事	栄真株式会社 代表取締役社長	旗 栄一郎
		株式会社池袋ショッピングパーク 取締役	林 邦彦
	業務執行理事	東武鉄道株式会社 常務執行役員 生活サービス創造本部長	岩瀬 豊
		株式会社サンシャインシティ 常務取締役	川上 裕信
商店会代表	理事	池袋東口美観商店会 副会長	菅澤 省吾
		サンシャイン通り商店会 会長	阿部 裕治
		池袋西口商店街連合会 会長	谷口 政隆
行政	監事	豊島区 都市整備部長	近藤 正仁

※3：役員は、令和7年4月の人事異動等により変動となる可能性あり。

6. 一般社団法人事務局の業務運営



ISP：(株)池袋ショッピングパーク SSC：(株)サンシャインシティ 東武：東武鉄道(株)

7. 法人設立スケジュール

別紙5「池袋地区駐車場地域ルール運用協議会」一般社団法人化 全体スケジュール』参照